

第1章 各種障がい者手帳

身体障害者手帳(身体障害者福祉法)

～身体障害者手帳の交付により、各種制度の利用が可能です～

【内容】

視覚・聴覚・肢体不自由・内部障がい等、身体に障がいがある方に、身体障害者手帳を交付しています。

この手帳の交付により、補装具の交付及び修理、医療費の助成、税金の控除、障害福祉サービス等を、利用することができます。

【交付の手続】

身体障害者手帳の交付を受けるには、医師の診断書(障がい種別ごとに所定の様式があります) 写真を持参のうえ、申請手続きをしてください。

詳しくは、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

【再交付の手続】

障がいの程度が変わったり、新たな障がいが生じたときは、障がい程度・種別等の変更を申請することができます。

又、手帳を紛失・破損したときは、手帳の再交付が受けられます。

手帳(紛失の場合は不要) 写真を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、再交付申請の手続きを行ってください。

【届出等】

手帳に記載されている住所や氏名が変わったときは、届出が必要です。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

【手帳の返還】

障がい改善されたとき、手帳の所持者がお亡くなりになったとき等は、届出及び手帳の返還が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

療育手帳(厚生労働省通知「療育手帳制度の実施について」)

～療育手帳の交付により、各種制度の利用が可能です～

【 内容 】

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に、療育手帳の交付を行っています。

この手帳の交付により、対象者への継続した指導・相談を行うとともに、医療費の助成、税金の控除、障害福祉サービス等を、利用することができます。

【 交付の手続 】

療育手帳の交付を受けるには、手続きの前に、心身の状態についての判定を受ける必要があります。

18歳未満の方は、北海道帯広児童相談所の判定、18歳以上の方は、北海道立心身障害者総合相談所(札幌市)での判定もしくは帯広市で行われる巡回相談にて判定を受けた後、療育手帳の交付を申請することとなります。

詳しくは、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にお問い合わせください。

【 再交付の手続 】

障がいの程度が変わったときは、障がい程度等の変更を申請することができます。

又、手帳を紛失・破損したときは、療育手帳の再交付が受けられます。

手帳(紛失の場合は不要)写真を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、再交付申請の手続きを行ってください。

【 届出等 】

手帳に記載されている住所や氏名が変わったときは、届出が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

【 手帳の返還 】

障がいが改善されたとき、手帳の所持者がお亡くなりになったとき等は、届出及び手帳の返還が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係 (電話：572-2100)

③ **精神障害者保健福祉手帳**（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則）

～精神障害者保健福祉手帳の交付により、各種制度の利用が可能です～

【 内容 】

精神に障がいのある方に精神障害者保健福祉手帳を交付しています。この手帳の交付により、対象者への継続した指導・相談を行うとともに、医療費の助成、税金の控除、障害福祉サービス等を、利用することができます。

【 交付の手続 】

手帳の交付を受ける場合は、申請書に必要書類を添えて申請しますが、医師の診断書や年金証書等をもとに北海道立精神保健福祉センターにて、精神障害者保健福祉手帳判定会議により認定されます。

【 更新の手続 】

有効期限の3ヶ月前から更新の手続きが可能です。有効期限が経過しても更新手続きはできますが、2年以上経過している場合は新規での取り扱いとなります。

【 再交付の手続 】

障がいの程度が変わったときは、障がい等級の変更を申請することができます。

又、手帳を紛失・破損したときは、再交付が受けられます。

手帳(紛失の場合は不要) 写真を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 にて、再交付申請の手続きを行ってください。

【 届出等 】

手帳に記載されている住所や氏名が変わったときは、届出が必要です。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

【 手帳の返還 】

障がい改善されたとき、手帳の所持者がお亡くなりになったとき等は、届出及び手帳の返還が必要となります。

手帳を持参のうえ、池田町保健センター 福祉課 福祉係 に届出てください。

お問い合わせ先：池田町保健センター 福祉課 福祉係（電話：572-2100）